

平成 30 年度第 2 回川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会 議事録

1 開催日時 平成 31 年 2 月 26 日（火）午前 10 時 40 分から午前 12 時 00 分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場 3F 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）

中川雄二 会長（東京海洋大学大学院教授）、高柳長直 副会長（東京農業大学教授）、五十嵐哲（川崎市南部青果株式会社代表取締役）、川上貢輝（川崎花卉園芸株式会社南部市場長）、北嘉一郎（有限会社山一商店代表取締役）、鈴木雄幸（川崎青果商業協同組合理事長）、梶ヶ谷雪香（消費者代表、元消費者の会副会長）

（幹事）

増田宏之（中央卸売市場北部市場長）

（書記）

鈴木雄二（中央卸売市場北部市場管理課長）、池田昌弘（中央卸売市場北部市場業務課長）

4 議事

（1）改訂卸売市場経営プラン（素案）について 資料 1～3

（2）南部市場運営審議会の委員数について 資料 4

5 その他

傍聴人 2名

公開有無 有

【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課長 鈴木

鈴木書記 それでは定刻を過ぎてしまいましたが、始めさせていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます北部市場管理課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。会議開催に先立ちまして、北部市場長の増田よりご挨拶させていただきます。

増田幹事 おはようございます。北部市場長の増田でございます。本日は本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また皆様には、日頃か

ら本市の市場運営に多大なるご協力をいただいております。この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。本審議会は、川崎市の条例に規定された市の附属機関であり、本市にとっても非常に重みのある会議でございます。主に、南部市場の管理運営に関して審議していただく場でございます。必要に応じて年に2回程度開催しているところでございます。本日につきましては、次第がございますとおり、前回8月に開催しました第1回審議会でご確認をいただいた、卸売市場経営プランの改訂について、今般素案をまとめましたので、それについて報告をさせていただくなどを議案とさせていただきます。皆様におかれましては、それぞれのお立場から活発にご審議いただければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

鈴木書記 それでは最初に会議の公開に関する注意事項をお話しさせていただきます。この会議は公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開をいたします。皆様にはご了承いただきますよう、お願いをいたします。また、議事録作成のため、会議内容の録音させていただいております。併せてご了承願います。

本日2名傍聴者がいらっしゃいますが、傍聴の方は机に配布しています注意事項、傍聴者の遵守事項お読みいただき、禁止事項は行わないようお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。まず一番上に次第がございます。座席表、委員名簿、幹事及び書記の名簿、資料の1としまして、「改訂卸売市場経営プラン 素案（概要）」資料の2としまして、「改訂卸売市場経営プラン 素案」資料の3としまして、「卸売市場法改正に伴う業務条例の取引ルール等の改正について」資料の4としまして、「南部市場運営審議会の委員数について」ということになってございます。不足等ございましたらご連絡頂けたらと思います。

続きまして、議事に入ります前に、本審議会の副会長である高柳副会長からご挨拶をお願いいたします。

高柳副会長 本日は中川会長が遅れておりますので、代わりに高柳が進行を務めさせていただきます。

本日の議題は、ご説明がありますけれども、この改訂卸売市場経営プラン素案が出来上がってきたことに関して、ご審議いただくこととさせていただきます。

様ご承知の通り、卸売市場法の改正は過去何度も行われてきました。理由の一つには、時代の要請といいますか流れにあわせて改正されてきたということがあります。もう一つは実際に事業を営まれている方たちや各方面での卸売市場とつながりを持っている方たちに対して、大きな改正を行うとそれだけ影響が大きいということで少しずつ改正を重ねてきたという歴史があるかと思えます。しかしながら今般の改正はかなり大きな改正ということで、今回経営プランを新たに見直すことに至ったことかと思えます。

今日は突然のご指名ということで、慣れない点もありますけれども議事進行が円滑に進みますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

鈴木書記 ありがとうございます。この後の議事につきましては、高柳副会長の進行でお願いしたいと存じます。

なお、委員の皆様の総数 12 名中、本日は 6 名のご出席をいただいております。規則の定足である半数以上となっておりますので、本審議会は成立いたします。

それでは高柳副会長よろしく願いいたします。

高柳副会長 それでは、平成 30 年度第 2 回川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会を開催いたします。

お手元の資料の次第をご確認ください。

本日の議事については 2 点ございます。議事 1 の「改訂卸売市場経営プランについて」、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木書記 それでは、資料 1 に基づいてご説明させていただきます。

今回、経営プランの改訂にあたりましては、場内事業者の方からご意見をいただくとともに、開設運営協議会の下部組織として学識の方で構成される改訂協議会の設置をし、議論いただいた内容をとりまとめましたので、その内容についてご説明させていただきます。

まず、資料 1 「改訂卸売市場経営プラン 素案（概要）」の「I 川崎市卸売市場経営プランの改訂にあたって」をご覧ください。まずこの経営プランは平成 27 年度に策定したものでありますが、これを改訂することの趣旨等について記述をしております。ポイントだけご説明をさせていただきますと、今回の改正法の内容が、卸売市場を含めた食品流通という視点への転換と、開設者の民間事業者への開放、開設区域の廃止というような非常に大きな規制緩和を伴うことのでございましたので、本市といたしましては、市場の在り方や開設主体についてなど、根本からの見直しが必要となったということでござ

います。

以上のことから検討を行った結果、市内に卸売市場（食品流通拠点）は必要という結論に至っております。ポイントとしては2点ございまして、市民への食の安定供給のための社会インフラとして、また非常時のライフラインとして必要という点ということと、やはり食品を動かすための物流拠点の機能というのは依然として必要だろうということから、本市といたしましては、市内に卸売市場（食品流通拠点）は必要という結論に至っているところでございます。では、市場を取り巻く環境はどういう状況にあって、川崎市としてどんな課題があるのか、その課題を踏まえてどういう方向性で取り組むのか、その方向性をどういった形で進めていくのかといったような内容で整理をさせていただいているところです。

「Ⅱ 卸売市場を取り巻く環境の変化」をご覧ください。「1 社会の動向」としましては、人口減少と高齢化の進展に伴いまして、食品需要の減少や自治体の税収の減少が予想されます。「2 流通の動向」としましては、卸売市場法の改正により取引ルールの変更や市場運営の自由度が向上した点が大きく変わったところだと思います。「3 消費者の動向」としましては、1人当たりの生鮮食料品の消費量が伸び悩んでいること、食の外部化率が増加してきている傾向がございまして、もう1点としましては、カット加工や安全安心への要望がかなり高まってきているところです。「4 小売業の動向」としましては、専門小売店が減少する一方で、量販店等が大型化し存在感を増しているということです。「5 その他の動向」としましては、市場運営における環境負荷の低減や災害や食育といった、いわゆる市場機能そのものというよりも、市場が持っている社会的な役割が注目されてきており、社会的要請への対応が必要となってきました。

「Ⅲ 川崎市卸売市場の現状と課題」でございます。「1 取扱金額の推移」としましては、長期的に見ると全体的に低下傾向でございます。「2 場内事業者の状況分析」としましては、低温管理や加工、パッケージングといったことへのニーズが高く、その対応が求められています。また仲卸業者さんの経営収支が悪化傾向にあり、さらに後継者不足が進行しております。「3 市場運営の状況分析」としましては、北部市場は使用料及び手数料では歳出を賄えない財務構造となっております。また、市場運営の効率向上や従来の卸売市場運営とは異なる枠組みの模索が必要となっております。今まで市場の中では市場業務しか行えなかったのですが、市場の敷地を使って色々な取組が可能になるというのが今回の法改正の趣旨となっておりますので、そういった取組への模索が必要だろうというところでございます。「4 競合市場との比較」としましては、特定市場への流通が集中している傾向であるということと、

市場間競争という視点から広域連携物流という視点への転換が必要ではないかということを考えているところです。「5 川崎市卸売市場の課題整理」につきましては、4点にまとめさせていただいています。まずは、多様化するニーズへの対応としまして、低温化や加工といった機能への対応が必要です。2点目の市場の社会的役割の発揮としましては、環境負荷低減等社会的要請への対応が必要です。3点目の市場経営の健全化としましては、市場会計の健全化や民活導入による効率化などが必要であるということです。4点目の改正市場法への対応としましては、規制緩和を踏まえた自由度の高い市場運営の実現が必要となってきたということでございます。

これらを実現するための大きな考え方、基本方向としましては「IV 川崎市卸売市場の基本方向」としてまとめさせていただいております。まずは、川崎市卸売市場の強みとして、北部・南部ともに立地や特性に非常に強みがございますので、その強みを活かしていこうということと、今後、物流拠点としての機能について、その必要性は変わらないということを踏まえまして、川崎市卸売市場の将来ビジョンについて3つにまとめております。まず1点目としては、最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けているという姿を想定します。2点目としましては、首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら運営がなされているということです。3点目としましては、災害時の災害対応拠点としても機能し続けるということでございます。南北市場それぞれのビジョンとしましては、北部については「首都圏における広域的食品流通の拠点」として、南部については「地域密着型食品流通の拠点」として、今後も市場としてあり続けるというところを想定しております。そして、これらを実現させるための取組手法につきましては、まず運営自体の考え方についてですが、社会環境の変化等への迅速・的確な対応を可能とする柔軟な体制が必要ということと、施設整備につきましては、長寿命化の考え方を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて効率的・効果的な整備手法を検討していくものいたします。

以上を実現するための具体的な取組の方向性につきましては、「V 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組」でまとめさせていただいております。「(1) 消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化」につきましては、主要施策として市場全体の機能配置や場内物流体制の強化、コールドチェーンシステムの確保といったところに取り組んでいきます。留意点としましては、長寿命化方針を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討していくものいたします。「(2) 市場に求められる社会的機能の発揮」につきましては、食文化の継承・

発展や非常時における市場機能の維持といったところにつきましても、引き続き実施をしていくところでございます。「(3) 効率的な機能維持手法の確保」につきましては、開設者による経営改善指導の適切な実施や、市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討を行ってまいります。留意点としましては、当面は現行体制である北部の市直営、南部の指定管理を維持して運営をしていくことを考えております。「(4) 規制緩和を生かした自由度の高い取組の実施」でございます。(1)～(3)は現行卸売市場経営プランに書かれている内容から大きな変更はございませんが、今回の法改正を受けまして本項目を追加しております。主要施策として、新たな取引ルールの策定と公表や、市民に親しまれる市場化の推進といったことも含めて、新規機能の導入について推進をしております。留意点としましては、その他の取引ルール(国で定める以外の取引ルール)につきましては、各市場が自由に定めて良いことになっておりますけれども、現在のところは原則自由化で考えているところでございます。

「VI 今後の推進に向けて」でございます。「1 計画の推進体制」につきましては、市場関係者との連携により進めてまいります。「2 計画の進捗管理」につきましては、引き続き開設運営協議会が行います。「3 成果指標」につきましては、市場を表す指標として取扱量を設定します。

2枚目をご覧ください。それぞれの施策についての体系図を示しております。従来から大きな変更はございませんが、今回の法改正を受けまして「(4) 規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施」という項目を新たに設定させていただいております。

経営プランの概要版(素案)については以上でございますが、先ほども申し上げました取引ルールにつきましては、現在の検討状況について、業務課長の方からご説明をさせていただきます。

池田書記 それでは資料3に基づいてご説明させていただきます。ただいま管理課長の方から、経営プランの概要版(素案)において「規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施」の中で取引ルールについて触れさせていただきましたが、その状況について説明させていただきます。

改正市場法において、南部市場では地方卸売市場として申請する際には、市場ごとの取引ルール等を定めて申請を行います。その取引ルールにつきましては、共通の取引ルールとその他の取引ルールという2つに区分されています。共通の取引ルールにつきましては、公正な取引を担保するための基本的な規定でありまして、どの市場も必須として定める必要があります。一方でその他の取引ルールにつきましては、市場ごとの状況に応じて定めることと

なっております。市場関係者の意見を十分に聞いたうえで定めるようになってきていることから、これまでヒアリングや意見交換会等を実施させていただきました。

その他のルールについて、詳細につきましては別紙に記載させていただいております。場内事業者の方々には既にご存知かとは思いますが、本日初めて聞く方々もおりますので、改めてご説明させていただきます。

別紙をご覧ください。上部分に記載のフロー図につきましては、従来取引の流れを表しております。その流れを守るための規制が以下の通りです。「1 商物一致の原則」については、出荷者から小売等に直接荷を流してはいけませんというもので、卸売市場を通すよう規定がされております。「2 第三者販売の原則禁止」については、卸売業者さんは仲卸業者さんや売買参加者さん以外に卸売をしてはいけないというものです。「3 直荷引きの原則禁止」については、仲卸業者さんは卸売業者さんから買い入れを行うものであり、原則、他市場の卸売業者さんや出荷者さんから買い入れてはならないというものです。「4 卸売の相手方としての買受けの禁止」については、今までの市場法改正においてはあまり注目されていなかったのですが、卸売業者さんは、出荷者から委託販売を受けたものは仲卸・売買参加者に売るのが原則であり、卸売業者さん自身が買い受けてはならないというものです。

これらの4つのルールについては、市場ごとの状況に応じて定めるものとされています。原則、国の方では廃止という方向性でありまして、仮に市場でこれらのルールを残すのであれば、その理由を明確にすることが求められております。そのため、これらのルール設定については市場関係者の意見を十分に聞いたうえで決めるよう国のほうから示されております。

1ページ目に戻りまして「2 場内事業者へのヒアリング」をご覧ください。プラン改訂にあたりまして、昨年9月～10月の間にプランに関するヒアリングを実施し、その中で取引ルールにつきましても意見を伺ったところでございます。ヒアリングでいただいた主な意見としましては、「取引の完全自由化を望む」というご意見から、「従前のルール維持を求める」など、それぞれの立場に応じて様々な意見があがりましたが、総じて自由化を求める意見の方が多かったというような感触でございます。

2ページ目をご覧ください。場内事業者さんとのヒアリングに伴い、近隣他市場との意見交換会を行うことで取引実態を把握し、また法改正の趣旨を踏まえまして、川崎の南北卸売市場におけるその他の取引ルールの方向性を年明けに定めさせていただき、本年1月に南北市場の部門ごとに意見交換会を開催させていただきました。そこで報告させていただきましたその他取引ルールの方向性（案）についてですが、取引ルールの原則自由化を推進すると

いうものでございます。理由として3点記載させていただいておりますが、1点目としては「食品流通の多様化で実態に合わなくなった一律の取引規制を廃止」という法改正の趣旨を反映させたものでございます。2点目としては現状でも例外取引については、申請をほぼ認めている状況でありまして、実質自由化されているため変化はないというものでございます。3点目としては近隣市場との競争を考えた場合、規制の多い市場は敬遠される懸念があるというものでございます。以上3点の理由により、原則自由化を推進する案をまとめさせていただきました。

それらを踏まえて、先ほど別紙でご説明させていただきました4点の取引ルールごとの方向性及び理由を下に記載しております。①商物分離、②第三者販売、③直荷引きにつきましては原則自由化としまして、④卸売業者の自己買受けにつきましては、価格の操作や循環取引など公正な取引を欠く恐れがあるため、原則禁止として意見交換会をさせていただきましたが、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがないと認めるときは、特例として認める方向でお話をさせていただきました。

次ページの「取引連絡会議での主な意見」をご覧ください。それぞれのルールごとに主だった意見を記載させていただいております。商物分離につきましては、「市場への流通量に影響は全くないとは言えないが、配送コスト等の物流の効率化を考えると、これまでどおり相当量の荷物が市場を経由するはず。」というご意見をいただきました。第三者販売につきましては、仲卸さんにとっては不利益な面がありまして、「欲しい荷物が第三者に流れてしまう。」といった危機感や「誰にどの位売っているか疑念がある。」というご意見をいただきました。また前向きな意見としまして、「仲卸も割り切ったほうがいい。逆にネットワークを広げれば卸売業者よりも安く仕入れることが可能だ。」というご意見もいただきました。仲卸業者さんの直荷引きにつきましては、「直荷引きの申告をもっと徹底するべき。」というご意見をいただきました。最後に原則禁止としました自己買受けについてですが、こちらでの想定とは、反対の意見が多く占めたところでございます。「受託品が残品となった場合、卸が買い受けることは必要だと思うが、一番困るのは、知らない間に自己買い受けされる場合であるから、そこだけはしっかりしてもらえばいいのでは。」というご意見や、「悪質な行為があれば産地から信用を失い荷は集まらなくなるので、あえて禁止を定めなくてもいいのではないか。」というご意見をいただきました。また逆に、「禁止は大事なことであって、あまり自由であると産地から信用を失ってしまう。」というご意見もいただきました。

これらを踏まえて今後どう進めていくかというところですが、取引連絡会議では、卸売業者さんの自己買受けを含めて、概ね自由化の方向で意見交換が

行われたところですが、ノーチェックでの取引の自由化につきましては、不安視する意見もございました。そのことを踏まえまして、卸売業者さんの自己買受けにつきましても、原則禁止ではなく原則自由とし、商物分離、第三者販売、直荷引き等を含め取引実態を把握するための実績報告を求める必要があると考えております。

こういった若干の方向転換を含めまして、再度、取引連絡会議を3部門合同で開催させていただき、場内事業者との意見交換を実施させていただきたいと思っております。いただいた意見を踏まえまして、条例改正の試案を開設者で作成させていただきまして、再度運営審議会です承を得たいと考えております。また了承していただいたうえで、パブリックコメントを実施しまして、更に市民や事業者の方からご意見をいただいたうえで、条例改正案を固めて議会にお諮りするということで考えております。報告は以上でございます。

(中川会長到着により議長交代)

中川会長 ありがとうございます。鈴木課長から改訂卸売市場経営プランについて、池田課長から取引ルール改正の検討状況についてご説明がありました。議案自体が大きいものになりますので、二つに分けたいと思います。まずは、改訂卸売市場経営プランにつきまして、何か御意見、御質問はございませうか。市場法改正を踏まえた経営プランの改訂ということでしたが、市民に親しまれる市場化の推進や新規機能の導入につきましては、開設者としてはまず具体的にどのようなイメージをお持ちでしょうか。

鈴木書記 具体的にイメージや明確にこれといったようなものがあるわけではないのですが、これまでの議会等でのやりとりの中でも市民が買い物できる環境を市場の中に設けてほしいですとか、市民が気軽に寄れるような市場になれないかといった、単に流通のための市場ということではなくて、地域にある公共施設しての市場といったようなところを求められている部分がございます。そういったところについて、もう少し踏み込んだ議論をしていきたいと思っております。そのため具体的にこういったものを設けていきますということについては、次年度以降また時間をかけて検討していくことになると思っておりますが、趣旨としてはそういった内容で検討をしていきたいということでございます。

中川会長 消費者代表の梶ヶ谷委員にお聞きしたいのですが、市民に親しまれる市場というのは、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

梶ヶ谷委員 やはり市場は閉鎖的で普通の方は入れないイメージなので、築地市場のような開放的なところ、川崎市では難しいとは思いますが、ああいうのがいいかなと思います。

中川会長 本来卸売市場というのはプロのための市場であって、素人向けには開設されていないのですが、これから新しく再整備される市場というのはなるべく市民との接点を設けるように、市場の近いところに行けるような見学コースの設定などといった取組がございます。築地の場合は衛生面に問題があり、例えば多くの外国人がやってきますので、その方たちが無制限に売り場などに出入りされることで衛生的な問題が起きかねないというところで、豊洲では見学コースといったガラス張りの施設を設置しており、これは日本中の再整備されている市場のなかでも独自の取組と言えます。
ぜひ梶ヶ谷委員の方からも、市民の皆さまに市場の話を広めていただきたいと思っております。市民に親しまれる市場とはどういったものかについて。

梶ヶ谷委員 それは聞くことはできますけれども、私の友達は生活クラブ（生協の食材宅配サービス）に加入しているので、市場にあまり興味がないと思います。そういった方々は、生活クラブで安心しているので。でもそういったサービスに加入をしているのは一部であって、やはり市場は一般市民が安心して買い物するうえで重要だと思います。最近はお魚屋さんがだんだん減ってきていますよね、八百屋さんやお魚屋さんとか、やはりスーパーに行くしかないですよ。スーパーはどこから仕入れているのでしょうか。

池田書記 市場経由率というものがあまして、生鮮食料品の種類によっても異なるのですが、大半はまだ市場を経由しております。ただ産地直送も増えてきているのが現状でございます。

梶ヶ谷委員 そうですよ。農家さんが印刷された商品を見たことがあります。

中川会長 その点において、開設区域と市場との間のずれという問題があります。そもそも開設区域というのは市民のために作られたという側面があります。もちろん場内事業者さんのためという側面もありますけれども、第一は市民のためです。

梶ヶ谷委員 あの、いちばまつりでしょうか、南部市場のイベントに私も来るようにして

みたのですが、その時はすごく賑やかですよ、そういったイベントを時々やっていただきたいですよ、難しいかもしれないですけど。

池田書記 月に1回、いちばいちというイベントをやっておりますので、来ていただければと思います。第2土曜日にやっておりますので是非。

中川会長 こういったように、市民と市との間にまだ認識の差が大きいように思われます。そのあたりを埋めるような取組を市の方でやっていただく必要があると、もちろん市民の方でも積極的に市場に関心をもって、例えば見学会などを生活クラブに入っている友達も含めて実施してもらえると。消費者自身も関心をもって、安心安全の問題も含めて、自分の身近なところでどうやって食料が調達されているのかは大事なことだと思います。

ちなみに参考事例ですが、柏市に地方公設卸売市場というのがございますけれども、マルシェというものを開催しております。例えば土日に市場内の空いているスペースを活用して、近辺の野菜やクッキー等を集まって販売しているような取組を行っております。これはアメリカのファーマーズマーケットに似ているのですが、市民の交流の場ですとか憩いの場になりますので、こういったものも案の一つだとは思いますが、ただ当然ながら、場内事業者さんとの関わりも重要となってきますが、そういった取組を単にマイナスにとらえるのではなく、ひとつのビジネスチャンスとして考えていただきたいと思います。

何かご意見はございましょうか。五十嵐委員、何かありますでしょうか。

五十嵐委員 私は市場のマルシェも見させていただいたことがありまして、各市場そうやって町おこしじゃないですけど地域の皆さんを巻き込んで週1回または月1回やっているのですけれども、実態としては、自分らの経験上、利益はほとんどないです。野菜にしても魚にしても肉にしても、そのイベントのために基本的には販促費として予算をとるわけです。儲かるのであれば頻繁に実施するのですけれども、実際は市場に買いに来るお客様の感覚とずれがありまして、具体的には言えば青果物ですと、大根1本原価80円で、スーパーでは100円で売っています、それを市場で原価80円のまま売ってもお客様はあんまり驚かないというのが実態にあります。そこにターゲットを当てて、販促物を用意して、人員を割いて実施する、そこに経費がかかり、儲からないからやる側は段々と貧弱になっていくというところがあります。そこで月1回100万円マイナスとして、やっている側は赤字経営できないので、日々のお客様の売上で補填する。その月1回のお客様のために、日々のお客様から販促

費をいただいてやるのはどうかと自分は思っています。月1回週1回のイベントよりも、日々来てくれるお客様のために何が出来るかという方が大事だと思います。実際に市場に来てくれるお客様の数は増えていないので、やる側がみんな一年間我慢してここまでお客様を呼ぶためにこういった努力をしようといった目標が必要だと思います。各部門ではなくて、鮮魚青果花関連含めてそこまで計画しないと難しいのかなと思います。

中川会長 これから改訂プランに基づいて市場づくりをやっていくわけですが、また条件が変わったため新しい市場を作っていかなければなりません。そのためには今まで来ているお客様だけではだめだと、新しいお客様を加えたような形の、その中で市場の賑わいを作り出さなければならぬかと思えます。ところが現状を見ると、段々と新しい筋のお客様が来るどころか固定化しつつあるのが懸念であり、それはどこの市場もある程度同じような悩みを抱えていると思えます。市民の税金を使って開設している市場であるからには、市民に対して接点を持ち続けなければいけないという点で、マルシェ等による市民が参加する舞台を用意したというのが柏市のやり方だと思います。この市場がそれを真似る必要はないのですが、どういう形で市民と接点を持つのかという、これは納税者に対する説明義務でもあります。さらに新しい筋のお客様をどうやって確保するかという話は、池田課長から説明のあった話に関わってくると思えますので、その話は後半にとっておこうかと思えます。何かご意見はございましょうか。無いようであれば、後半部分に入りたいと思います。では改訂プランにつきましては、とりあえずここでご承認いただいたということよろしいでしょうか。

高柳副会長 ちょっとですね、後半の取引ルールの話とも関係するのですが、改訂経営プランの素案について、北部市場については記載があるのですが、南部市場についてはあまり明確に書いていないという印象を受けたのですが。

池田書記 これは南北両市場についての記載ということでございます。分かりづらくてすみません。

鈴木書記 市としては南北両市場で統一したルールでやろうということでございます。

高柳副会長 分かりました。ありがとうございます。

中川会長 では、この改訂プランについてはご承認いただいたということとさせていただきます。

それでは、次に取引ルールの改正の検討状況についてです。今まで法律上、駄目だと言われてきたものが、OKになるというものです。これをどう活用するのかということで、自由ということは卸売市場にとって毒にもなるし薬にもなります。今までのような卸売市場をドラスティック（抜本的）に変える出発点になるかもしれませんし、ある意味では卸売市場が潰れていくひとつのきっかけになるかもしれません。非常に大きな問題であるこの4つのルールでございます。開設者の方針としては、原則自由化とし、これは法改正の趣旨に則ってということで、改正卸売市場法の趣旨のもとで今までタブーとされていた4つのルールについては原則自由化というところでございます。皆さまどうでしょうか。これは場内事業者さんに大きな影響を与えると思います。ヒアリングの結果としては、皆さん自由化に対して非常にポジティブということでしょうか。

池田書記 おおよそ7：3で、ポジティブな方もいれば、やはりネガティブで危機感を持った方もいらっしゃいました。

中川会長 この4つの取引ルールについて、従来の卸売市場法では禁止されていましたが、実体としては行われてきたことであり黙認してきたものでございます。それを法律上認めざるを得なくなってきたというのが実情かと思えます。ただ、そうはいつでも今回の法改正を受けて川崎市の卸売市場はどうやっていくかという、経営ビジョンが必要かと思えます。それが先ほどの改訂経営プランでよいのかというのが、先ほど前半部分の議事かと思えます。前半部分の議事につきましては、一応お認めいただいたということですが、この取引ルールにつきましては皆さまどうお考えでしょうか。

五十嵐委員 大体の地方卸売市場に言えるのですが、大手量販店のセンター化、1つの物流の拠点となっているのが現実ですが、自分としては、それは最終の策だと思っています。じゃあどういうプランが良いのかということで話させていただくと、横浜市場があつて、北部市場、大田市場、世田谷市場がある中で、南部市場は真ん中に位置する立地であつて、この市場だけの独自性を持たないと生きていけないのかなと思っていて、川崎南部青果(株)としては、自分たちで農業に参入します。自分たちでつくったものを、独自性をもってここに集めます。それを出来たら月1、週1の市場開放の中で、地域のお客様に安心の商品であること、気持ちは伝えられると思います、自分たちでつくった

ものなら。それを当面のプランとして今持っています。

中川会長 素晴らしい取組だと思います。もっと川上の方に視点をおいて、川崎の中にも農地が結構ありますよね、横浜にもありますよね。そのように近郊の出荷地には事欠かないと思います。問題はそれが衰退してしまって、市場の品揃えに耐えるような商品を作れないところだと思います。どういう風な視点に切り替えてその川上にアクセスしていくのか、農地法もいずれ規制緩和されると思いますので、あと地方で今やられているのが受託ですよ、今までの農家の人たちを雇ってその人たちに作ってもらう。いずれにせよ、そういうような取組にどんな価値付けをするのかという問題もあります。構想自体はとても面白いと思いますので、それが川中部分と川上部分がある種の系列化されて統合化されれば、一つの面白いビジネス計画ができるかもしれないし、それをどういう風な形でもっていくのかは考えていてとても楽しい話です。

高柳副会長 農業自体も昔はもっと厳しく、農家以外は取り組めなかった。それが長い年月で緩和されてきて、農地法の改正もありました。取り組んだ結果撤退した企業さんも多く、また優良農地の確保も難しいのですが、そのような状況下で一定のビジネスとして成功している事例も多く出てきているところです。そういう意味では農業は活性化してきており、農業ビジネスが今、世の中で注目されてきているところです。一方で、多くの農家の方々が高齢化によりやめていって、農家の数は激減している状況です。卸売市場でも同様なことが進んできていって、ドラスティックな再編が求められてきているかなという風に思います。恐らく、卸売市場も少しは活性化の方向に向かっていく可能性があるわけですが、それは一方で卸売市場間の競争も激しくなるかと思えます。

中川会長 五十嵐委員のおっしゃる提案というのは、方向性として良いのではないかと思います。それを卸売市場のビジネスの中にどう結び付けるのかというのはまた、いろいろと考えられるのかと思います。まずは、この4つの取引ルールです。例えば、卸売市場の品揃えに影響しませんかというのが一つの懸念点です。商物一致の原則の自由化についてですが、物流力の強い小売りが出荷者と直接やり取りをするようになると、あえて卸売市場を経由する必要がなくなるかと思われれます。大手産地の出荷施設から大手の量販店に直接行くというのが、商物分離ということのございます。その中で、卸売業者がどういう役割を果たすのかということ、受発注などの情

報管理や返品管理かなど。こういう部分をうまくやれるかという話で、私が懸念するのは、ここはまだあまり大きい量販店がおりませんので、物流力がある量販店というよりバックヤードに困っている量販店が多いということになれば、この卸売市場を利用する意味があると思います。でも今後、商物分離というのは、卸さんがここから離れていくケースもあるかもしれないのが懸念かと思えます。市場の物流処理能力をもっとハイレベルにしていかなければならない。あと、直荷引きの自由化について、仲卸さんが直荷引きをするようになれば、卸さんから荷を引かないという仲卸さんも出てくるかと思えます。実際今までもあったのですが、大田市場から買っている仲卸さん、築地市場から買っている仲卸さん、昔からあったのですが、そういった業者からなおさら見限られる、法的なお墨付きをいただくわけですから、それも覚悟しなければなりません。更に、第三者販売の自由化について、卸さんは必ずしもこの市場でビジネスをする必要が、無いわけではないですが薄らいでいくわけです。大阪にうおいちという大きな水産卸売業者さんがいますけれども、仲卸さんの力が薄れてきたということで、ここでは商売できないと外に出られました。

そういうような形で、市場でのビジネスがサブビジネス化する恐れがありますので、それが品ぞろえに影響してこないかということです。さらに、卸さんの買い付け自由化についても、卸さんがリスクーだと思える商品は取らないとなると、品揃えに影響があるのではと思います。

五十嵐委員 自分は南部市場に入って4年目ですが、最初からこういう問題は分かっていた市場かなという風に思っていて、元から仲卸さんは荷受けから買わずに他市場から持ってきていて、新たに自分たち青果卸が入って実際どうかというと、ほとんど買われていない状況でありそれは最初から分かっていたことかなど。うちとしてどういう強みが出せるかというところで、本来仲卸さんがやるべきことを荷受けがやっいてこうしてスタートしました。どんどん仲卸と荷受けの垣根がなくなっているような状況ですよね。自分たちからしてみれば、今後仲卸さんはどういう風にしていくのかなと思っています。

中川会長 青果の場合は仲卸さんが段々と薄らいできたというのは、これまでの一つの流れかと思えます。問題は水産の方かと思えます。これまでは区切りがきちりついていて、その中での機能分担というのが市場の中でうまく行われてきたかと思えます。この人たちが卸から買わないとなると、全国から産地市場から直接荷を引くという問題が出てくると思えます。以前、東北震災の後に、直接産地市場から引いた荷の中に、かなりの放射性物質が入っていたと

という問題があつて、そのような安心安全をどう担保するのかという問題があるかと思ひます。それは青果さんも同じで、仲卸さんの機能というのは、青果の場合は明確に川上と川下の方に機能がある程度移つてきているのではないかと思ひています。その中で、卸さんがどのくらい機能を發揮していくのかというのは、加工場等が挙げられるかと思ひますが、横浜市場で見られる事例で、卸さんが仲卸さんの機能まで降りてきてカット野菜などに取り組んで、仲卸さんを取り込んでいる、そういったやり方も出てくるかと思ひます。皆さまどうでしょうか。

北委員 なかなか必死にやつていても、一年に一回きりの取引相手がたくさん出てくる。それをどういう風に集客につなげられるか、もう一度人が集まるのか、五十嵐さんが言ったように、利益を減らして売るとというのがどのくらいまで出来るかというのが、難しいかと思ひています。

中川会長 鈴木委員はどうでしょうか。

鈴木委員 本当に困っている。なんとかならないのかなという思ひで続けてきているが、どうにもならない。北部市場の仲卸2～3店舗と取引をしていると、こういった場では言いづらいのですが、ものによってはビニールの袋が入っている品物がありますし、腐っているものもあります。それで連絡をするのですが、そのような品物は送っていないと言われます。送っていないのではなくて、確かめていないから分からないのだと言つて、そのようなことの繰り返しでございます。非常に困っている。

中川会長 川上委員はどうでしょうか。

川上委員 五十嵐委員がおっしゃつていた、自分たちで野菜を作つて販売するという川上に視点を向けたご意見、大変素晴らしいと思ひます。ただ、花は食べ物と違つて買われる方買われない方がはっきりして、まだまだパーセンテージの低い花き業界ですので、逆に川下に下つて、小売りの皆さんに視点を向けると思ひます。小売りの方にもっと認知していただけるような展開を、例えばお花の育て方教室ですとかアレンジ教室ですとか、そういった窓口を広げて花の方はやつていきたいと思ひております。

中川委員 皆さまありがとうございました。この4つの取引ルールについて、川崎市としては原則自由化ということですので、その基本的な方向性はご承認いた

けますでしょうか。ただ、一つですね、この自由化を導入することで、当事者自身の経営がどう変わってしまうのかというヒアリングも重要かと思いません。一般的な市場に対する期待感や懸念感だけでなく、場内事業者自身の具体的な経営への変化についてもヒアリングの実施が必要かと思えます。

池田書記 本日の議事においては取引ルールの説明ということでしたので、規制緩和による影響というのは事前に、例えばこういう風にしたらこういうような影響が出ますというのは別途ありまして、説明もさせてはいただいております。当然会長がおっしゃったように、卸さん仲卸さんが並列関係になりますねとか、それを受けた経営についてどうしますかというところまで、ヒアリングが十分ではないところもあるかもしれませんが、実施はさせていただいているところです。

中川委員 ぜひその辺りも情報収集が大事かと思えますので、よろしく願いいたします。
予定時間がだいぶ遅れてしまいすみませんでした。長らく話し込んでしまい申し訳ないのですが、ここまでが議事1でございますので、議事2につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

鈴木書記 議事2の「南部市場運営審議会の委員数について」、資料4に基づいて説明をさせていただきます。
本審議会は12名の定員数なのですが、委員数の見直しをしようと考えております。「1 委員数の見直し理由」をご覧ください。まず要綱で規定をしております業界を代表する団体がなくなっており、水産の売買参加者団体なのですが、欠員が生じていることと、また、南部市場における運営審議会とは別に、北部市場にも開設運営協議会という委員会があるのですが、そちらの委員さんと選定方法が違っている現状がございます。本市としましては、同じ川崎市が運営する審議会でございますので、基本的には両方とも同じよう考え方で委員さんの選定を行いたいと考えております。そのため南部運営審議会につきましては、12名から8名にしてはどうかと考えているところです。
「2 委員数構成」をご覧ください。現在12名で構成されている委員さんのうち、業界代表の方が6名いらっしゃっているところですが、これを3名にしたいと考えております。また売買参加者・買出人につきましては、2名いらっしゃいますが、これを1名というように考えております。
業界代表と売買参加者の考え方なのですが、それぞれローテーションによって就任していただこうと思っております。表2にありますとおり、各部門の

青果・水産・花きで卸さん仲卸さんといったところを順繰りに回していただいてきたいというように考えております。具体的に言いますと、次期となる平成31年度につきましては、青果卸さん・水産仲卸さん・花き仲卸さんで、平成33年度につきましては、青果仲卸さん・水産卸さん・花き卸さんで、というように、各部門から卸さん仲卸さんを順繰りに回っていくような形にしたいというものでございます。売買参加者・買出人につきましては、青果と花きで順繰りに回していきたいと考えております。北部市場の開設運営協議会ではこのようなやり方をさせていただいておりますので、基本的には同じやり方で改めさせていただきたいというように思っております。また、この資料には載っていないのですが、開設運営協議会につきましては、地域代表の方や神奈川県の方にも入っていただいているのですが、逆に南部市場運営審議会では入っていないという状況でございます。これは条例改正をしないと入れることができません。次の条例改正を8月に予定しておりますので、そのタイミングでこの規定の見直しをさせていただこうと思っております。ただ、今回委員の改選がちょうど4月に行われますので、この条例改正分につきましては、その次の改選に反映させていただくということで、平成31年度につきましては8名構成で実施させていただきたいというのがこちらのご提案でございます。

中川会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの議事2につきまして、ご意見ございましょうか。
無いようでしたら、このご提案をそのままご承認いただくということでよろしいでしょうか。
ではご承認とさせていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは進行を事務局にお返しします。

鈴木書記 中川会長、高柳副会長ありがとうございます。
本日はお忙しいところ、貴重な御意見をありがとうございます。
また、本審議会は2年が任期となっておりますので、皆様の任期はこれで終了とさせていただきます。皆様には2年もの間、色々ご意見いただきまして誠にありがとうございました。
以上をもちまして「川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上